

映像を使った人権教育学習の方法

フィルムフォーラム

2024.3 長野県教育委員会

1 フィルムフォーラムとは

映像資料などを視聴して、参加者全員で感じたことや意見を伝え合う手法のことを言います。

2 メリット

- 人権尊重のポイントを具体的な場面を通して考えることができます。
- 参加者全員が、映像から得られる共通の疑似体験をもとに話し合いを進めることができます。
- 視聴者に映像を通して直接訴えかけるため、内容の理解がやさしくなります。
- 参加者の身近にある様々な人権課題に対して、共感的な理解を図りながら学習を進めることができます。
- 参加者の日常生活と重ねながら考えることができます。
- 参加者の動きが少なくてすむため、移動に配慮が必要な方がおられる講座や、大人数での講座等にも対応できます。

3 気を付けたいこと

- 研修参加者の実態やニーズに合わせて、学習のねらいを定めて、映像資料を選定するとよいでしょう。
- 視聴のポイントや話し合いの観点をはっきり示すことができるように、ファシリテーターは事前に視聴するようにしましょう。
- 時間配分を考え、視聴後に話し合う時間が十分に取れるように工夫しましょう。

4 準備するもの

- 資料 ワークシート 映像資料 筆記用具

5 学習活動の進め方（展開例） 【時間：60分程度】

学習活動の流れ（活動・内容）	ファシリテーターの声掛け・留意事項
1 「人権問題」とは何かを考え、人権が守られていない人たちに共通することを考える。【時間：5分】	

<p>(1) 今日の映像のテーマについて、見聞きして知っていることを語り合います。</p> <p>(2) 資料1を参考にして、女性や子ども、高齢者の人権が守られていないことについて、共通点を考えてワークシートに書いて、近くの人と語り合います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「少数者、弱い立場の人」などが、人権を守られていない人の共通点になっている。 ・また、人権問題は「少数者、弱い立場の人」だけの問題ではなく、あらゆる問題に対して当事者意識や、想像力をもって考えることが大切だと気づく。 	<p>(1) 今日は、映像を見ながら人権問題について考えていきたいと思います。今日の映像のテーマは「〇〇〇〇」ですが、このテーマを聞いて思い浮かぶことは何でしょうか。</p> <p>(2) 資料1を見てください。ここに長野県が掲げる人権課題があります。これ以外にも、社会環境の変化に伴って新しい人権課題が出てくる可能性があります。これらの人権課題について、共通することがあります。その共通点は何でしょうか。自分の考えをワークシートに書いてみましょう。書いたら、近くの人とお互いの考えを話し合ってみましょう。</p> <p>人権が守られないこと背景には「弱い立場に置かれやすい」という共通点があるのではないのでしょうか。また、大勢に対する少数者であることによって人権が守られていないこともあります。また、人権は困っている弱い立場の人だけの問題でしょうか。今は元気な人も事故や病気で動けなくなるかもしれない。いつか自分や家族や友人が、差別される当事者になる可能性もあります。当事者意識をもって、想像力を働かせることも重要だと思います。</p>
<p>2 先入観や思い込みについて考える。【時間：10分】</p> <p>(1) 日常生活にある「先入観や思い込み」で自分が加害の側としたこと、被害の側としてされたことを、それぞれワークシートに書きます。</p>	<p>(1) また、知らないことで、無意識のうちに誰かを傷つけていることもあるかもしれません。確かな知識に基づいたものではなく、自分の中の「先入観や思い込み」で判断してしまったことはないでしょうか。反対に「先入観や思い込み」のために嫌な思いをした経験はないでしょうか。書いたら、近くの人とお互いの経験などをお話してみてください。両方の経験で意見が出るということは、誰し</p>

	<p>もが加害者にも被害者にもなってしまいう可能性が高いということです。</p>
<p>3 映像を視聴する。 【時間：30分程度（映像による）】 (1) 視聴する前に、映像資料のあらすじを確認します。 (2) 視聴する時に、「少数者、弱い立場」と「先入観と思い込み」に視点を置いて、映像を流します。</p>	<p>(2) では、ここまで確認してきた「少数者、弱い立場」や「先入観や思い込み」によって人権が守られない状況を生む可能性が高いことを踏まえて、映像を見てみましょう。</p>
<p>4 活動の振り返りをする。 【時間：10分】 (1) 映像の感想を、近くの人と話し合います。 (2) 活動の振り返りをしながら、人権が守られた社会を作るために大切だと思うことをワークシートに書きます。</p>	<p>(1) 印象に残った場面、気になった場面はありましたか。少し時間を取りますので、近くの方とお互いの考えを話し合ってみてください。 (2) 人権を考えるうえで大切なことは「気づく」だと思います。「あれ？」、「これでいいのかな？」と気づく感覚が大事ではないでしょうか。 <u>日常生活の中で、「権力がより強い立場、権利が保障されている立場（マジョリティ）」にいと、「弱い立場（マイノリティ）」に気づけなくなってしまう【マジョリティ特権という】。</u> 今日の講座で皆さんが、人権が尊重された社会を作るために大切だと思ったことは何でしょうか。ワークシートに書き込みながら、振り返っていただきたいと思います。</p>

ワークシート

〇〇〇についての人権問題

1 女性や子ども、高齢者などの人権が守られていないことについての共通点は何でしょうか。

2 先入観や思い込みにより、自分の中で判断してしまったこと、嫌な思いをしたことはありますか。

判断してしまったこと	嫌な思いをしたこと

3 これから一人ひとりの人権が尊重されていくために大切だと思うことを、今日の活動と共に振り返りましょう。

資料1

様々な人権問題（個別的な人権課題（長野県））

私たちが生きる現代社会には、様々な人権課題が存在しています。これらの問題を解決し、全ての人の人権が尊重された社会を実現することが求められます。

(1) 同和問題

- 日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」【部落差別解消推進法】が平成28年12月に施行。
- 従来の「江戸幕府が人民統制のために身分差別を創設した」という「近世政治起源説」は誤りであり、中世が起源であるとともに、百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々は、差別の中でも、農業や手工業、芸能を営み、また、治安などを担って社会を支え、伝統的な文化を支えたというのが定説になってきています。
- 偏見や差別はなくなっておらず、現在はそれに加えてインターネット上の差別的な書き込み等の事案が増加しています。

(2) 外国人

- 言語や宗教、生活習慣の違いから、様々な問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われるなどの問題があります。
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」【ヘイトスピーチ解消法】が平成28年6月に施行。

(3) 女性

- 性差により女性が不利益を受ける問題があります。女性の社会参加や活躍の機会が奪われることはあってはなりません。女性に対するあらゆる暴力が根絶されること、進学や就職・昇進において性差による不利益がなく、女性個人の希望に応じてあらゆる分野に参画できること、男性も女性も育児・介護に参加することなどの社会実現が求められています。

(4) 子ども

- いじめや体罰など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。子どもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。子どもの生命・人権を守り健やかな成長を目指して取組を行うことが求められています。
- 「こども基本法」が令和5年4月に施行。

(5) 高齢者

- 人はいくつになっても生きがいを持ち、安心して自立した生活を送りたいと願っています。しかし、介護の際に虐待を受けたり、無断で財産を処分されたりするなどの事案が

発生しています。豊かな知識と経験を基にこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい…。高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てることが求められています。

(6) 障がい者

○障がいのある人が職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。全ての人々が、障がいの有無によって分け隔たられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」【障害者差別解消法】が平成28年4月に施行。

(7) HIV感染者、ハンセン病元患者など

○感染者等～HIV・肝炎～

エイズ、肝炎等、感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症についても正しい知識を持ち、この問題についても関心と理解を深めていくことが必要です。

○ハンセン病患者・元患者やその家族

ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別は、今なお社会に根深く残っています。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識と、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれている現実を理解することが必要です。

(8) 犯罪被害者やその家族

○犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

(9) 中国帰国者

○中国残留邦人の帰国後の援護については、国が全国一律に自立支援策を講じてきましたが、長野県では全国で最多の満州開拓団員を送り出してきたという事情から、県独自の援護策として、引揚者特別生活指導員の配置などの支援を実施してきました。中国帰国者が、ふるさとで穏やかな日々を心豊かに過ごせるようにすることが求められています。

(10) 様々な人権課題

○アイヌの人々

- ・アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化をもっていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。
- ・「アイヌ民族支援法」が平成31年4月に成立。

○刑を終えて出所した人

- ・刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保における不当な差別的取扱い等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

○性的指向・性自認

- ・性的マイノリティ（性的少数者）であることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。これらの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、就職や昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けることがあります。社会全体が、性に対する多様なあり方について理解を深めていくことが大切です。
- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」【LGBT理解増進法】が令和5年6月に成立・施行。

○ホームレスの人権

- ・様々な事情で経済的に困窮な状況となり、やむにやまれず公園や道路などで生活している人たちがいます。こうした人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等

- ・北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。拉致問題は、被害者や被害者家族が高齢化しており、我が国の喫緊の国民的問題です。これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

(11) インターネットによる人権侵害

○インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。一人ひとりが他者の人権への配慮を心がけ、適切に情報管理をしていくことが求められます。

参考：啓発冊子 人権の擁護（令和5年9月発行） 法務省人権擁護局
長野県人権政策推進基本方針（平成22年2月） 長野県

参考

人権啓発映像資料について

1 「長野県人権啓発センター」貸出人権啓発 DVD 等

長野県では、人権啓発 DVD 等の貸出しを、上田・上伊那・松本の各地域振興局及び人権啓発センターで行っています。

各所での DVD 等リストは、下記 URL から「貸出しリスト」の配置箇所欄をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/jinken/main/kehatsucenter/mokuroku/index.html>

貸出本数

原則 1 回につき 3 作品以内

利用期間

原則 7 日以内

利用料金

無料（送料は、利用者負担）

申込先

〒387-0007

千曲市屋代字清水 260-6

長野県立歴史館内長野県人権啓発センター

TEL:026-274-2306

FAX:026-274-2306

2 法務省人権啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

人権問題は決して、自分以外の「誰か」のことではありません。主人公である美緒たちがそのことに気づく様子を様々な角度から描くショートストーリーです。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00233.html